

【教員用】

横浜国立大学  
対面授業における感染防止ガイドライン  
(教員用)

Ver. 6

令和5年3月28日版

## はじめに

本ガイドラインは、本学の「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関わる対応について（第 19 報）」に基づき、一部改訂を行いました。新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」上の位置づけが変更される令和 5 年 5 月 8 日まで、本ガイドラインに沿って、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大予防に十分に留意してください。また、本ガイドラインのほか、各学部、大学院や各施設が独自に定める指針等がある場合は、そちらも十分に確認するようにしてください。

なお、令和 5 年 5 月 8 日以降は、本ガイドラインを改めて改訂する予定です。

## 1 基本事項

### （Ⅰ）基本的な感染防止対策について

- ☑新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要です。
- ☑基本的な感染対策とは、「三つの密」（① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人々が密集している）、③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という 3 つの条件をいう。以下同じ。）の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。

（内閣官房ウェブサイト「基本的対処方針に基づく対応」を参考に作成）

<https://corona.go.jp/emergency/>

### （Ⅱ）マスク、手洗い、消毒

- ☑「マスク着用の考え方」について（参考：上記内閣官房ウェブサイト）
  - ①マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本となります。なお、学校においては、令和 5 年 4 月 1 日から適用されます。
  - ②高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用が推奨されています。
    - ・医療機関を受診する時
    - ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問する時
    - ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時
  - ③新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場

## 【教員用】

所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

- ④症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性である方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控えるようにしてください。通院等やむを得ず外出する時は、人混みを避け、マスクを着用するようにしてください。
- ⑤高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用が推奨されています。
- ⑥マスクの着用は個人の判断に委ねられるものでありますが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- ☑本学は新学期から、教室における着席制限を撤廃して収容定員の10割の利用を可能とするので、対面授業を行う教室では、より多くの学生が出席することになります。当分の間、授業中は、マスク（不織布マスク）の着用を推奨します。なお、上記「マスク着用の考え方」に基づき、着用については個人の意思を尊重します。
- ☑学生に対して、授業に参加する場面でのマスクの着用を推奨していますが、マスクの着脱は強制できないことに留意してください。
- ☑気温・湿度や暑さ指数が高まる時季においてマスクを着用する時は、こまめに水分補給をこころがけるなど、熱中症予防にも留意してください。
- ☑せき、くしゃみをする際は、マスクやハンカチや袖、肘の内側などを使って、口や鼻を確実におさえてください。
- ☑引き続き、手洗いや手指消毒の励行を推奨します。（消毒液は、教室入口等に設置されています。）

### （Ⅲ）本ガイドラインにおける基礎疾患、高齢者、妊娠後期について

本ガイドラインの「基礎疾患」は①～⑦となります。

- ① 呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患：COPD等）
- ② 慢性腎臓病
- ③ 糖尿病
- ④ 心血管疾患、心不全
- ⑤ 高血圧
- ⑥ 免疫機能低下（免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）
- ⑦ 肥満（BMI30以上）

- ・ 高齢者
- ・ 妊娠後期

## 2 授業

### (I) 対面授業実施にあたっての留意事項

- ☑学部の授業科目については、対面授業を原則とします。
- ☑全学教育科目（外国語科目、健康スポーツ科目を除く）は、対面授業を原則としますが、教育効果等を考慮し、遠隔授業も実施できるものとします。
- ☑大学院科目は、対面授業を原則としつつ、教育効果等を踏まえて、研究科・学府・学環で授業方法を判断することが可能です。
- ☑学内で感染が拡大した場合や地域の感染拡大状況が悪化した場合などは、対面授業の実施を中止して、遠隔授業に切り替える可能性があることから、対面授業を実施する科目であっても、遠隔授業に変更できるよう準備が必要となります。
- ☑遠隔授業を実施する場合は、同じ日に行われる対面授業との混在を考慮して完全オンデマンド型を推奨しますが、大学院においては、教育効果等を踏まえて研究科・学府・学環で授業方法を判断しています。
- ☑オンデマンド型遠隔授業の科目であってもターム試験・学期末試験を対面で実施できるが、実施にあたっては、教室の確保や時間割の重複確認など、登校できない学生への配慮が必要となります。
- ☑実験、実習、実技、演習科目などでは、複数人で共有する物品（道具、器機等）の消毒は、利用者が不安に感じる場合に、必要に応じて行ってください。
- ☑学外での実習、フィールドワーク、インターンシップ等に参加する場合は、利用施設等が定める感染防止策に従ってください。
- ☑基礎疾患（同居家族も含む）を有している学生、高齢者、妊娠後期の学生等には、個々の事情に可能な限り配慮が必要となります。
- ☑新型コロナウイルスに感染した場合等の授業欠席扱いについて、以下の①～③の場合は学校保健安全法による出席停止とし、授業を欠席しなかったものとして扱います。出席停止の判断は、保健管理センターへの報告（5のI、5のIIを参照）に基づいて行います。（報告がない場合は、出席停止の判断は行いません。）
  - ① 学生本人が新型コロナウイルスに感染した場合
  - ② 学生本人が濃厚接触者となった場合
  - ③ 感染拡大防止の観点から、大学から自宅待機を要請された場合
- ☑新型コロナウイルス ワクチン接種の授業欠席扱いについて、学生がワクチン接種当日と翌日に欠席する必要がある場合、学生が手続きをとることにより、授業を欠席しなかったこととして扱います。また、翌々日以降も欠席する必要がある場合は、当該学生の所属学務担当係へ確認してください
- ☑令和5年度春学期は、基礎疾患、高齢者、妊娠後期である教員のうち、感染による重症化リスクを懸念する者については、各部局等で検討のうえ、遠隔講義の有効活用を図ることができるものとします。

## 【教員用】

- ① 基礎疾患、高齢者、妊娠後期である教員
- ② 基礎疾患、高齢者、妊娠後期である者と同居している者
- ③ その他部局長が認めた者

### （Ⅱ）教室の利用

- ☑教室における座席は、着席制限を撤廃して収容定員の10割の利用を可能としています。なお、外国語科目（学部英語、初修外国語）や学生の発言を求める授業では、前後左右を1席空けた市松模様（収容定員の約1/2以下）に座席を配置するなどが考えられます。
- ☑実験室等の収容定員が設定されていない部屋は、人数に応じた換気能力を確認の上、履修人数を決定してください。
- ☑小規模教室でも、携帯用アンプによる有線マイクを一定数準備しています。なお、マイクを使う際に不安がある場合は、使う前にマイクの消毒をしてください。
- ☑換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて行ってください。
  - ① 常時換気の方法（自然換気）

気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側や窓側を対角にあけることにより、効率的に換気が可能。なお、窓を開ける幅は、10センチから20センチ程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓を開けることも必要である。
  - ② 常時換気が困難の場合  
常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。
- ☑講義棟の教室は、厚生労働省が定める、1時間1人あたり30立方メートルの換気ができるよう、十分な換気能力を確保しています。
- ☑換気扇の音が大きく授業に支障がある場合は、換気扇を止めることはできますが、その場合は、ドアと窓を開けて常時換気を行ってください。また、止めた換気扇は、授業終了後は、スイッチを入れてください。
- ☑PC教室は、消毒液を出入口付近に設置します。利用者は各自で手指の消毒の励行を推奨します。

### （Ⅲ）体育館、グラウンドの利用

- ☑発熱、体調不良の症状がある者は参加できません。
- ☑活動前、活動中、活動後の手洗い・手指の消毒の励行を推奨します。
- ☑体育館、グラウンド等で体育の実技等を行う場合は、可能な限り感染防止のリスクを低減しながら、授業を実施してください。
- ☑体育館など屋内で体育の実技等を行う場合は、扉、窓を開放し換気を行います。

## 【教員用】

- ☑使用する用具等は、学生間で不必要に使いまわさないでください。
- ☑授業中の不要な私語や大声での会話、身体接触、飲み物・タオル等の共有、唾や痰を吐くこと、共用器具を触れた手で顔を触れることは避けてください。
- ☑更衣にあたっては、「三密」を防ぎ、会話は最小限に留めてください。
- ☑更衣室では速やかに着替え、滞在時間は最小限に留めてください。

### 3 食堂、昼食

- ☑食事の前後は、手洗い、又は、手指の消毒の励行を推奨します。
- ☑食堂では、可能な範囲でマスク（不織布マスク）を着用することを推奨します。
- ☑食堂では食事を終え次第、速やかに食堂から退室してください。
- ☑発熱、体調不良の場合の食堂利用はできません。
- ☑混雑ピーク時（12：00-13：00）の食堂利用は、学生の食堂利用を優先させるために、混雑ピーク時間帯を避けて利用するよう、ご協力ください。

### 4 図書館

- ☑館内において複数人で使用する席や場所では、マスク（不織布マスク）を着用することを推奨します。
- ☑入館時や自動貸出機を使用する際に、手指の消毒の励行を推奨します。
- ☑熱中症予防・喉の乾燥防止のため、館内での水分補給を許可します。持ち込む際は、必ず密閉できる容器に入れてきてください。本棚や踏み台等を触った後は、飲み物を飲む前に手洗いや消毒の励行を推奨します。
- ☑大学の方針等により対応が変更されることがありますので、最新の情報は図書館ウェブサイトよりご確認ください。  
<https://www.lib.ynu.ac.jp/>
- ☑図書館ポータルサービス My Library から、来館せずに貸出中図書の延長の手続きなどが行えます。ご活用ください。  
<https://opac.lib.ynu.ac.jp/portal/>

### 5 感染発症（疑い含む）の場合の対応について

- ☑発熱や咳等の症状があり、「コロナかも？」と思った場合は、医療用医薬品又は一般用医薬品の抗原検査キットを購入して自主的に検査をするか、発熱診療等医療機関（要事前予約）を受診してください。

#### （I）感染

- ☑新型コロナウイルス感染症と判明した教職員は、そのことを保健管理センターウェブサイト (<https://www.hoken.ynu.ac.jp/>) 内に設けた専用フォームを用いて登録してください。感染したことを確認した場合は本学就業規則等により自宅待機とし、自宅待機の期間は治癒（発症日の翌日から起算して7日間経過

## 【教員用】

し、かつ、症状軽快後 24 時間経過。なお、無症状の場合は、検査日の翌日から起算して 7 日間経過) するまでとなります。

- ☑症状がある方は 10 日間、無症状の方は 7 日間、感染リスクが残存します。この期間は、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控える等、自主的な感染予防行動を徹底してください。

### (Ⅱ) 濃厚接触

- ☑新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した教職員は、そのことを保健管理センターウェブサイト (<https://www.hoken.ynu.ac.jp/>) 内に設けた専用フォームを用いて登録してください。濃厚接触となったことを確認した場合は上記規則等により自宅待機とし、自宅待機の期間は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 5 日間とします。

### (Ⅲ) I、II 以外の軽度の体調不良

- ☑新型コロナウイルスへの感染や濃厚接触に該当せず、風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養が原則となります。

## (Ⅰ) 感染者となった場合

### 感染者となった教職員

- ・ 治癒（発症日の翌日から起算して7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過。なお、無症状の場合は、検査日の翌日から起算して7日間経過）するまで自宅待機



### 保健管理センターへ報告

- ・ 新型コロナウイルス感染症と判明した教職員は、そのことを保健管理センターウェブサイト (<https://www.hoken.ynu.ac.jp/>) 内に設けた専用フォームを用いて登録してください。



### 危機管理警戒本部、所属部局

- ・ 危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有し対応

## (Ⅱ) 濃厚接触者となった場合

### 濃厚接触者となった教職員

- ・ 最後の濃厚接触をした日の翌日から起算して5日間の出勤停止（体調は毎日確認・記録）
- ・ 発症や抗原検査等で陽性となった場合、「感染者となった場合」に移行



### 保健管理センターへ報告

- ・ 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した教職員は、そのことを保健管理センターウェブサイト (<https://www.hoken.ynu.ac.jp/>) 内に設けた専用フォームを用いて登録してください。



### 危機管理警戒本部、所属部局

- ・ 危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有し対応